

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市スポーツ功労者表彰条例(平成14年条例第21号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 被表彰候補者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市に住民登録のある者又は活動拠点が恵庭市にあるもの
- (2) スポーツ振興賞にあっては、表彰当日の年齢が45歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、恵庭市スポーツ功労者表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(表彰の選考基準)

第3条 被表彰者の選考基準は、次のとおりとする。

(1) スポーツ賞

- ア 国際競技団体が主催又は共催する国際規模の大会に日本代表として出場したもの
- イ 国内競技団体が主催又は共催する全国規模の大会に北海道代表として出場し、入賞したものの
- ウ 北海道内の競技団体が主催又は共催する全道規模の大会で優勝したもの

(2) スポーツ奨励賞

- ア 各競技のマスターズ大会、障害者スポーツ大会等の全国規模以上の大会で入賞したもの
- イ 国内競技団体が主催又は共催する全国大会に10年以上にわたり10回以上出場したもの
- ウ 国内競技団体若しくは北海道内の競技団体が主催又は共催する大会でスポーツ賞に準ずる成績を収めたもの

(3) スポーツ振興賞

- ア 選手の指導において、特に優秀な選手又はチームの育成に寄与した功績が顕著な者
- イ 10年以上にわたり競技の普及、競技力の向上等の指導育成にあたった者又はスポーツ団体役員として地域のスポーツ振興に寄与した功績が顕著な者

2 前項の規定にかかわらず、審査委員会が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者は、本人の申請又は第三者の推薦によるものとし、次に掲げる書類を、毎年9月10日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人に関する事項(様式第1号)
- (2) 団体に関する事項(様式第2号)

2 審査委員会は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(表彰の時期)

第5条 スポーツ功労者の表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(再表彰)

第6条 市長は、既に表彰されたものであっても、その後新たに表彰すべき事由が発生したときは、さらに表彰することができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、保健福祉部健康スポーツ課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月2日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。